

徳島県災害廃棄物処理計画の骨子について

1 策定の経緯

国では、平成23年に発生した東日本大震災の知見、知識に加え、大雨、竜巻、台風等への対応も考慮して、平成26年3月に新たな「災害廃棄物対策指針(以下「新指針」という。)」を策定した。

「新指針」では、地方自治体がこの指針に基づき、災害時における廃棄物処理に係る基本的事項を地域防災計画との整合性をとりながら処理計画を策定、継続的な見直しを行うこととされている。

本県では、今後30年以内に70%程度の確率で発生するといわれる南海トラフ巨大地震や、近年大型化する傾向にある台風、多発する集中豪雨等に伴う災害から、速やかに復旧、復興を進めるため、「徳島県災害廃棄物処理計画」を全国に先駆けて策定し、市町村の計画策定の道しるべとする。

2 計画の骨子

- (1) 県内の市町村計画(平成28年度中策定)を束ねる県計画を、市町村計画に先行して策定する。
- (2) 本県において最大の被害が懸念される南海トラフ巨大地震を想定するとともに、大雨、台風等に伴う被害についても考慮する。
- (3) 災害廃棄物の処理体制を検討するうえで、発生量及び処理可能量の把握が重要であることから、推計値を算出する。
- (4) 災害廃棄物については、域内処理を原則とするとともに再生利用の推進を図る。
- (5) 「新指針」に沿って、①平常時、②応急対応時、③復旧復興時の3つのステージにおける組織体制・指揮命令系統、管理体制、処理手順・技術面に関する事項を定める。

3 今後のスケジュール(予定)

- | | |
|------------|----------------------|
| H26.12月 | 市町村、関係部局と連携し計画(案)を策定 |
| H26.12月、1月 | パブリックコメントの実施 |
| H27. 2月 | 議会に計画(案)を報告(2月議会) |

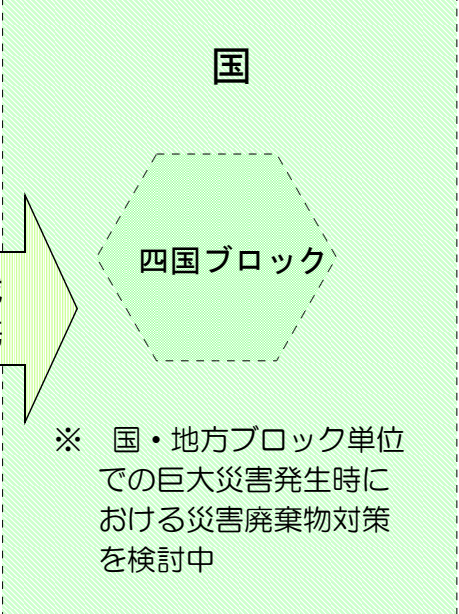
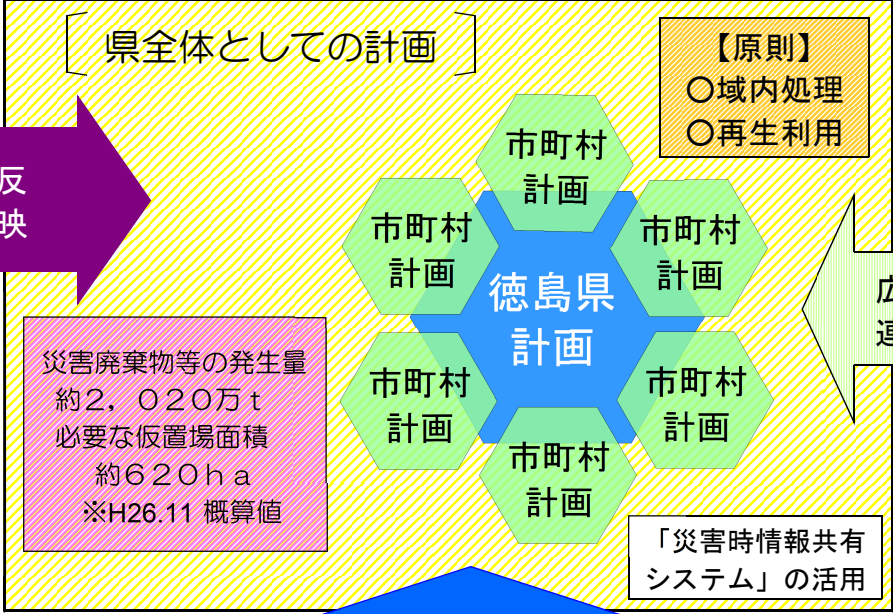
徳島県災害廃棄物処理計画の骨子

国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、市町村に先行して県が「災害廃棄物処理計画」を策定し、市町村における計画策定の道しるべとする。

想定すべき災害

- ①地震災害
南海トラフ巨大地震 M9.1
全壊116,400棟 津波浸水201km²
- ②水害
大雨、台風等による洪水、浸水、土石流、山崩れなど
- ③その他自然災害

徳島県地域防災計画との整合性



国の「災害廃棄物対策指針」

■ ①平常時 ②応急対応時 ③復旧復興時の各段階における基本的事項を取りまとめたもの

【基本的事項】

- 1 組織体制、指揮命令系統
- 2 情報収集・連絡
- 3 協力・支援体制
- 4 職員への教育訓練
- 5 一般廃棄物の処理施設（処理施設の状況、仮設住宅・避難所のゴミ、し尿）
- 6 災害廃棄物の処理
発生量、収集運搬、仮置場、環境対策、モニタリング、仮設焼却炉、分別・処理・再資源化、最終処分、津波堆積物、思い出の品等
- 7 各種相談窓口の設置等
- 8 住民等への啓発・広報

指針をベースに策定

* 適正処理に手間がかかる廃棄物
有害廃棄物（石綿、PCB、ガスボンベ、感染性廃棄物など）、自動車（自動車リサイクル法）、家電（家電リサイクル法）

